

亙理町監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、随時監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年7月31日

亙理町監査委員 三品喜明

亙理町監査委員 小野明子

記

1 監査等の基準

本監査は亙理町監査基準（令和2年亙理町監査委員告示第2号）に基づいて実施した。

2 監査等の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査

3 監査等の対象

(1) 対象工事

令和5年度に施工した工事の中から以下の工事を抽出した。

監査対象工事名	担当課
令和5年度 鳥の海公園バスケットボールコート整備工事	企画課・都市建設課
令和5年度 鳥の海公園遊具設置工事	施設管理課
令和5年度 亙理公園トイレ改修工事	施設管理課・都市建設課
令和4年度 三十三間堂官衙遺跡整備事業	郷土資料館・生涯学習課・都市建設課

(2) 対象事務

令和5年度に施工した工事を対象として実施した。なお、必要があると認める場合は過年度分も対象とした。

(3) 実施年月日

令和6年6月28日（金）

4 監査等の着眼点

契約行為における妥当性や事務手続きの適法性などを主眼とし、かつ、それに伴う設計基準及び施工業務について、業務が適正に行われているかどうかにも着目し実施した。

5 監査等の実施内容

あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき事務の執行状況等を担当職員から説明を受け書類審査を行い、現場にて竣工状況の確認を行った。

6 監査等の結果

当該工事に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。